

高知県特用林産振興施設等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県特用林産振興施設等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、特用林産物の生産基盤の強化や作業の効率化等特用林産物の活用体制の整備を行うため、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知）及び合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について（平成28年1月20日付け27林整計第238号林野庁長官通知）に基づき、別表第1に掲げる事業主体が事業を行うために要する経費について、同表に掲げる補助事業者（以下「補助事業者」という。）に対して予算の範囲内で補助するものとする。ただし、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助対象経費、補助率等)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助率等については、別表第3に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、所轄の林業事務所長（嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。以下「所長」という。）に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による書類の提出に当たって、納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書等を添えて提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない者にあつては、その旨の申立書を添えて提出するものとする。

また、納税証明書の添付を省略する場合は、県税完納情報の提供に係る同意書及び本人確認書類の写しを提出するものとする。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業に係る法令、規則、この要綱等の規定に従うこと。

- (2) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに所長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、第5号に規定する処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間、処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳、その他必要な関係書類を保管しなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、第2条に規定する補助目的に従って、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械及び器具にあつては、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものに限る。）については、処分を制限する期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に規定する財産にあつては大蔵省令に規定する耐用年数に相当する期間。大蔵省令に定めのない財産にあつては、農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）別表に規定する期間。以下この条において「処分制限期間」という。）内において、知事の承認を受けずに、第2条に規定する補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (6) 処分制限期間内に当該財産を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を得ることとし、承認の際、当該財産の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付することを条件とする場合があること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間内に補助金の交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した補助金相当額の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (8) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第30条の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を事業主体としないこと、契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 間接補助事業者等は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切であると判断される行為を行ってはならないこと。
- (11) 補助金を他の用途に使用し、若しくは補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件若しくは法令、規則、この要綱等の規定若しくはこれらに基づく県の処

分に違反したとき又は補助事業者若しくは事業主体が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができること。

- (12) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- (13) 市町村が補助事業者である場合は、補助金の交付に際し、事業主体に対して前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。
- (14) 市町村以外のものが事業主体である場合は、補助金等交付申請書の提出に当たり別記第1号様式の別紙4による「誓約書」を添えなければならないこと。
- (15) 事業主体は、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）」又は「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）（令和3年2月26日付け2林政経第168号林野庁長官通知）」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、別紙6「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】又は【木材産業】）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）チェックシート」及び別紙7「環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）」を記入の上、補助金等交付申請書に添付すること。ただし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】又は【木材産業】）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）チェックシート」については、過去1年以内に事業主体が他の事業においてチェックシートを作成している場合は、その写しを提出すること。

（変更等の手続）

第6条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号又は第3号の規定により、知事の承認を受けようとする場合は、別記第2号様式による変更等承認申請書を所長に提出しなければならない。

2 規則第5条第1項第1号の知事が別に定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する場合以外の場合とする。

- (1) 補助金額の増加
- (2) 補助対象経費の20パーセントを超える増減

（遂行状況報告）

第7条 補助事業者は、規則第10条第1項の規定による遂行状況報告について、知事から求めがあった場合は、速やかにその状況について、別記第3号様式による遂行状況報告書を所長に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第8条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による概算払請求書を所長に提出しなければならない。

（実績報告等）

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書は、別記第5号様式によるものとし、補助事

業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過する日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに所長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第 5 条第 8 号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して所長に報告しなければならない。
- 3 第 1 項の補助事業等実績報告書の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（実績報告において前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第 6 号様式により所長に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。
- 4 前項の規定による報告は、第 1 項の補助事業等実績報告書を提出した年度の翌年度の 5 月末日までに行わなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定していない場合は、翌々年度の 5 月末日までに報告しなければならない。

（補助金交付決定前の着手）

第 10 条 補助事業者は、補助金の交付の決定の前に補助事業に着手してはならない。ただし、別表第 1 の事業種目について、第 4 条の補助金の交付の申請後にやむを得ない事由により補助金の交付の決定の前に補助事業に着手する必要がある場合であって、当該事由を具体的に明記した別記第 7 号様式による交付決定前着手届を知事に提出したときは、この限りでない。

（繰越しの承認の申請）

第 11 条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業の繰越しをする必要がある場合は、別記第 8 号様式による繰越承認申請書を提出し、所長の承認を受けなければならない。

（グリーン購入）

第 12 条 補助事業者は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第 13 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示をするものとする。

（雑則）

第 14 条 この要綱の規定により、所長に提出する書類のうち、知事が別に指定する事業については、知事に提出しなければならない。

（附 則）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 8 日から施行する。

2 この要綱は、令和10年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条、第9条第3項及び第4項並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。